

令和6年度 白馬村観光振興のための財源検討委員会
第2回事業者負担金検討部会 議事録

日時	令和6年7月8日(月) 10:00～
場所	白馬村役場 302 会議室

<敬称略>

委員	公益財団法人 日本交通公社 観光研究部 副主任研究員	江崎 貴昭	出席
	株式会社 White Resort 白馬さのさか	桑本 太陽	出席
	株式会社 五竜 代表取締役社長	伊藤 英喜	出席
	株式会社 大糸 代表取締役	太田 具英	出席
	株式会社 白馬フォーティセブン 代表取締役社長	太田 達彦	出席
	八方尾根開発 株式会社 代表取締役	倉田 保緒	出席
	白馬観光開発 株式会社 取締役	福島 旭	出席
	株式会社 岩岳リゾート 代表取締役社長	星野 裕二	Web
	オーブス 株式会社	岸 壮周	出席
	白馬村観光局 事務局長	福島 洋次郎	出席
	白馬商工会 副会長	山本 孝男	出席
事務局	白馬村役場 総務課長	田中 克俊	出席
	白馬村役場 総務課 企画政策係長	渡邊 宏太	出席

< 傍聴：大糸タイムス、中日新聞 >

1. 開会

<田中総務課長>

開会を宣言した。

2. あいさつ

<倉田部会長>

今年度から検討に参加している委員も多いため、過去の検討状況等も確認した上で、索道事業者の状況なども本格的な議論を始めていきたい。

<田中総務課長>

検討部会は原則公開で開催しているが、協議内容に応じて部会長の判断により「非公開とすることができる」とされている。

本日は、次第の協議事項「(2)観光事業税について」以降、委員からの非公開扱いを求める提供資料や各社の詳細な事情等を話していただきたい点があり、非公開として協議したいが、よろしいか。

<倉田部会長>

非公開として協議することとする。

3. 協議事項

(1) 各種候補財源の詳細について

<倉田部会長>

事務局より説明を求める。

<渡邊企画政策係長>

「資料1」により、自主財源の種別(地方税、分担金、負担金、使用料、手数料、協力金・寄附金)の特徴、他自治体の宿泊税・入山協力金・入域料・その他の法定外税等の事例、白馬村観光振興のための財源確保検討委員会で有力な候補とされた各財源の特徴・比較等について説明した。

質問・意見等は特になかった。

(2) 観光事業税について

<江崎委員>

「資料(非公開)」により、レッヒ(オーストリア)、レンツ(スイス)の事例を紹介した。

観光事業税は、地域内の事業者から徴収する観光財源であり、欧州では宿泊客から徴収する宿泊税と事業者から徴収する観光事業税を観光財源の主軸としている地域が多い。

白馬村の友好都市であるレッヒ(オーストリア)の観光局では、収入の7割程度を宿泊税と観光事業税が占め、その他を営業収入で賄っている。

オーストリアやスイスは連邦制であるため各州の法律に基づいて様々な制度が決められており、各市町村はそれに従うという形であるが、レッヒ村のあるフォアアールベルク州では「観光の促進と保護に関する法律(観光法)」において、市町村議会の決議で観光自治体として宣言することで観光事業税を徴収する権限を有すると規定されている。

自治体内に所在する全ての事業者が課税対象となり、課税対象売上高に自治体・業種の区分により設定される課税基準を乗じ、さらに自治体ごとに議会で毎年決定している税率を乗じて税額を算出している。

レンツ(スイス)でも、観光振興のための資金調達手段として、同様に宿泊税と観光事業税が徴収され、宿泊税は宿泊客の利便性向上(観光案内、インフラ・交通等)の事業に充てられ、観光事業税はマーケティング・イベントに用途が限定され、一般財源化が禁止されている。観光事業税は、事業者の観光への依存度により税額・税率が設定されている。

欧州の地方財政は、住民や事業者による収収で地域経営をすることが前提であり、自主財源比率が高く自律的である。国が赤字分を補填する日本とは仕組みや意識が異なっている。

日本で同様の税を検討する場合、税システムの違いを理解し、自律的な経営が必要という共通認識と合意形成、訴訟リスクも踏まえた法的整理等が必要となることから、早期実現は難しく、中長期的な議論が求められる。

<倉田部会長>

観光事業税について説明いただいたが、質問や意見があればお聴かせいただきたい。

<田中総務課長>

過去に国内で観光事業税のような制度を検討された事例はあるか。

<江崎委員>

税ではなく分担金という形であれば、倶知安町で宿泊税導入前に検討された経過があるが、実現に至らなかった。

グランフロント大阪では「大阪版 BID*」を展開しているが、地域を限定し、限られた事業者から大阪市が資金を徴収している状況である。

観光を目的とした、観光事業税にあたる制度の検討は、国内には事例が無いと思われる。

*BID: Business Improvement District

地区を指定して関連事業者や不動産所有者等に資金の負担を求め、地域の良好な環境や価値向上を目的とした取り組みを行う団体等に配分する仕組み。

(3) その他

<倉田部会長>

索道事業者が運行しているシャトルバスに関する情報を共有したい。

大町・白馬・小谷の3市村の索道事業者で構成するHAKUBA VALLEY プロモーションボードでシャトルバスを運行しているが、2024-2025シーズンは前年の倍くらいの経費をかけて運行の台数・便数を増やさなければならない状況である。

それ以外にも各索道事業者が共同・単独で運行しているバスもあり、それらを合わせると莫大な費用になっている。以前は自家用車や宿泊施設の送迎で訪れる方が多かったが、海外からのお客様も増えて、バスの台数や運転手の人数を確保するのも難しくなるなど、状況がかなり厳しくなっている。

索道事業者の課題や事業は、シャトルバスも含めて白馬村単独というよりも3市村で取り組むべきものが多い。観光振興のために必要なことは実施していかねばならないし、そのための負担も出し合っていかなければならないと思うが、索道事業に関しては大町市や小谷村も交えた議論を検討してほしい。

<伊藤委員>

観光事業税の話聞いて、欧州との仕組みの違いは大きいと感じる。宿泊税についても、海外在住者が海外の口座に送金させているような場合は、どのように徴収するのが難しい問題だと思う。観光局や各地区の観光協会についても、会費を負担している事業者はやるとなればまともと思うが、それ以外の事業者も一定数存在していて、欧州型の仕組みを実現するのは難しいように感じる。

索道事業者は数も少なく負担金を集めやすい面があるが、他の業種も幅広く対象とする場合は法律で定めるなどしなければ徴収が難しいと思われる。一方で、法制化するための合意を得るのも難しさがああり、簡単には行かないのではないかな。

<田中総務課長>

例えばシャトルバスについても、受益者負担と考えれば乗客が運賃を支払うのが本来であるが、それ以外の方法で財源を生み出そうとすると慎重な議論が必要となる。売上に応じて課税するとすると、法人税や住民税と重複する点も懸念される。

<江崎委員>

国税と二重になったとしても、著しく負担になっていなければ法的な問題にならないと解されることもある。一方、過去に神奈川県で賦課した「臨時特例企業税」は、二重の課税を指摘した判決ではないものの、事業者に対する課税としての法定外税は違法とされた。

新たな税を課する場合には、訴訟リスクに備えることは必須である。

<福島洋次郎委員>

村内在住の外国人から、宿泊税や事業者負担金等の徴収は基本的に賛成であるが、事業者負担金については、事業所を白馬に置いている地元企業を優遇し、そうではない企業の税率を高くするような制度にしてほしいという要望を受けた。

<倉田部会長>

宿泊税については県から新たに示された情報などはあるか。

<田中総務課長>

直接協議する場などは設けられていないが、県議会で令和8年4月の導入を目指す意向が示された。県と併せて独自課税を希望する市町村が足並みを揃えて総務省と協議することになると思われる。

<倉田部会長>

大町市や小谷村は宿泊税を導入する意向・予定はないのか。

<田中総務課長>

現時点では聞いていない。

<福島旭委員>

HAKUBA VALLEY プロモーションボードでリフト券を販売して、売上の中でシャトルバスを運行し、残りの金額は各索道事業者に配分している。これから検討していくものと、結果としては同じように感じるが、趣旨等はどう考えれば良いか。

<倉田部会長>

白馬村独自の財源として検討するのか、3市村共同で行うことは整理が必要と考える。

<渡邊企画政策係長>

リフト乗車に対する課税を行う場合、宿泊税と同様にお客様からいただく形になり、チケット代金に上乗せされるが、負担金や分担金として集める場合には、既存の売上から支出するのか、その分をリフト料金に上乗せするのか事業者の判断となる。制度は異なるが、結果的には大きく変わらない。現状、3市村でHAKUBA VALLEYとして取り組んでいることは、索道事業者を中心とした観光財源の徴収・活用の一つの形であるが、白馬村として宿泊税以外の財源を検討する上で、どんな可能性や課題があるかをこの検討部会で協議していきたい。

登山協力金についても、村の収入にするのか、広域的な協議会の収入とするのか、どのようにお金を集めて何に使うかによっても変わってくる面があるため、応益性の視点も含めて使途も併せて検討する必要がある。

<倉田部会長>

索道事業者については、白馬村だけで完結するというのは難しいため、大町市・小谷村を含めた3市村で検討していきたい。

<渡邊企画政策係長>

索道事業者の皆さんからの意見ということで、大町市と小谷村にも話をしてみたい。

<江崎委員>

リフトへの課税については、国内では事例がないが、アメリカのブリッケンリッジでは、日帰り客からの徴収を目的として1日券にのみ賦課している事例がある。

<倉田部会長>

海外からのお客様の金額を高くするという話もあるが、なかなか難しい状況である。

<渡邊企画政策係長>

ふるさと納税の返礼品として地域で消費できるポイントを提供しているが、手数料削減のために仕組みを変えようと思っていて、併せて地域通貨の導入も検討している。マイナンバーカードを連携させて村民であることを認証すれば、村民割引が受けられるような仕組みも構築して、既存の索道事業者の割引等にも活用したいと考えている。先程の話にもあったように、地域の住民や事業者を優遇する形で取り組めることもあると感じている。

<伊藤委員>

地域を持続可能な形にしていくことを目標としているが、今後の人口減少等を踏まえると安定的な財源が必要という認識であると理解している。索道事業者としては、HAKUBA VALLEYとして一体的に取り組んでいく方が進めやすい面がある。

<太田具英委員>

3市村によるHAKUBA VALLEYの取り組みについては、個々のスキー場ではなくエリアへの集客を重視することを目的として索道事業者によるプロモーションボードが立ち上がった。その後、グリーンシーズンも含めた広域DMOとしてHAKUBA VALLEY TOURISMが立ち上がり、助成金等も活用しているが、夏の共通券は設定しづらい部分もあり、冬季の売上が財源となっている状況である。10年程かけて「エリアへの集客」というベースを構築してきた中で、リフトに関するものを白馬村だけでというのは難しく、集めることも使うことも含めて3市村での調整が必要ではないか。今後、HAKUBA VALLEY TOURISMに各市町村からも職員が出向して名実共に広域DMOとして機能する組織になり、そこで財源や使い途を議論するような形が望ましいと考える。

シャトルバスは索道事業者が先行して負担して運行しているが、それに限らず観光客を安全に迎え入れるための環境整備の一環として除雪等の行政サービスもあり、様々な業種・分野の関わりがあるため、財源やサービスを考えると範囲が広くなりすぎて難しい面もある。

<田中総務課長>

財源確保検討委員会では、宿泊以外の日帰りのお客様にも負担いただく形ということでリフト乗車や駐車行為等への課税の議論が出てきた。

幅広い可能性を探る検討部会という位置付けであるため、様々な課題や意見を出していただけるとありがたい。

<太田具英委員>

索道事業者からはお金を集めやすいという話もあったが、索道事業者は様々な負担金を既に支払っているものも多く、以前から行政等に見直しを訴えてきている。単純に「減らしてほしい」というわけではなく、どのような目的でどれくらいの金額が必要なのか整理してほしいという意味合いで要望している。例えば、緊急医療(スキー傷害診療)についても、白馬・小谷で連携して実施しているが、大町市のスキー場で怪我をされて受診されることもある。これまでの制度等も含めて、改めて全体的に見直しを考える機会にしてほしい。

<山本副部長>

国内外の様々な事例等をご紹介いただき、参考になった。自立ということを考えたときに、白馬村をどうしていくのか、他からの財源に頼り過ぎずに自分たちでどうしていくかを考えなければならないと改めて感じた。

商工会も広域的な取り組みが増えてきている。白馬村だけでできることも限られるため、面的な取り組みで効果を上げることも重要であると考えている。引き続き前向きに議論を進めていきたい。

財源が集まったときの用途について明確にしてほしいという声も周りから聞こえてくる。例えばシャトルバスを充実させて観光客の満足度を高めていくことも一つかもしれないが、他の内容も含めてしっかり議論・共有していただきたい。

<倉田部長>

3市村でお客様を共有している地域であるため、大町市・小谷村も含めて検討していくことの可能性も探りつつ、事務局と議論の叩き台を作って次回の部会で示したい。

4. その他

<渡邊企画政策係長>

次回の部会は、9月～10月に開催する予定である。

他の検討部会の状況等も踏まえて、日程調整の上で開催したい。

5. 閉会

<田中総務課長>

閉会を宣言した。